

(目的)

第1条 この要綱は、特定集客施設の建築等に関する必要な事項を定めることにより、近隣住民等との紛争を未然に防止し、良好な住環境の形成に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 特定集客施設 葬祭場、キャバレー、ぱちんこ屋及びスロットマシン店並びにそれらに付帯する駐車場その他の関連施設をいう。
- (2) 建築等 新築、改築若しくは増築又は用途変更若しくは使用方法の変更をいう。
- (3) 建築主等 特定集客施設の建築等又は管理運営をしようとする者をいう。
- (4) 近隣住民等 特定集客施設の敷地境界から100m以内に居住する者及び100m以内の土地の所有者並びに当該建築によって生活に影響を与えるとして市長が指定する自治会をいう。
- (5) 関係者 建築主等及び近隣住民等をいう。

(建築主等の責務)

第3条 建築主等は、特定集客施設の建築等及び管理運営にあたっては、周辺的生活環境に及ぼす影響に十分配慮し、近隣住民等との良好な関係を損なわないよう努めるものとする。

2 建築主等は、特定集客施設を常に適切な状態で維持するよう努めるものとする。

(近隣住民等の責務)

第4条 近隣住民等は、建築主等から特定集客施設の建築等に伴い、その計画内容等について事前の説明の申出があった場合は、これに応じるよう努めるものとする。

(市の責務)

第5条 市は、建築主等に対し、必要な行政指導及び協力要請を行うものとする。

(建築計画等の届出)

第6条 建築主等は特定集客施設の建築等をしようとする場合において、次条の規定による標識の設置をする前に、建築計画届出書（様式第1号）に次に掲げる図書を添付し市長に提出するものとする。

- (1) 付近の土地及び当該施設の状況を表す図書
- (2) 当該施設の敷地及びその周辺の状況が判明する写真
- (3) その他市長が必要と認める図書

(標識の設置及び報告)

第7条 建築主等は特定集客施設の建築等の計画の概要を近隣住民等に周知させるため、建築基準法(昭和25年法律第201号)に基づく建築確認申請、許可又は認定申請の手続を行おうとする日の少なくとも30日前から(開発行為等の手続が必要な場合は開発行為許可申請書を提出する日以前から)当該建築計画の概要を記載した特定集客施設建築計画のお知らせ(様式第2号)を工事完了の報告をした日までの間、当該建築物の敷地内の見やすい場所に設置するものとする。

2 建築主等は前項の規定により標識を設置したときは、速やかに、標識設置報告書(様式第3号)を市長に提出するものとする。

(近隣住民等への周知等)

第8条 建築主等は、特定集客施設を建築しようとするときは、近隣住民等に対し説明会を実施し、建築計画等について事前に説明を行うものとする。

2 建築主等は、前項の説明会を行うに当たっては、その方法について、特定集客施設を建築する自治会の自治会長等と協議を行うものとする。

3 建築主等は、近隣住民等に対し第1項の説明会を実施したときは、速やかに事前説明会の経過報告書(様式第4号。以下「経過報告書」という。)を市長に提出するものとする。

4 建築主等は、近隣住民等から個別に建築計画等について説明を求められたときは、速やかにこれに応じるものとする。この場合において、当該説明を行った後速やかに市長に経過報告書を提出するものとする。

(関係者の協議等)

第9条 関係者は、いずれか一方から協議を求められたときは、これに応じるよう努めるものとする。

2 関係者は、協議が成立したときそのいずれか一方からの求めがあった場合は、前項の協議の内容について協定書等を締結し、相互に遵守するよう努めるものとする。

3 関係者は、特定集客施設の設置によって生じた全ての紛争について、相互の立場を尊重し、誠意をもって自主的に解決するよう努めるものとする。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この告示は、公示の日から施行する。